

令和4年度調理師試験実施要領

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和4年度調理師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時及び場所

(1) 日時

令和4年10月29日（土） 午後1時30分から3時30分まで

(2) 場所（試験会場）

ア 建設研修センター	（3階大ホール等）	盛岡市松尾町17-9
イ 奥州地区合同庁舎分庁舎	（3階大会議室）	奥州市水沢大手町5-5
ウ 釜石地区合同庁舎	（4階大会議室）	釜石市新町6-50
エ 久慈地区合同庁舎	（6階大会議室）	久慈市八日町1-1

※ 受験申込書の「希望受験場所」欄には、上記アを希望する場合は「盛岡」、イを希望する場合は「奥州」、ウを希望する場合は「釜石」、エを希望する場合は「久慈」と記載すること。

※ 必ずしも希望した会場で受験できるとは限らないことに留意すること（特に、奥州地区は会場が狭いため、他の会場に変更となる可能性がある）。

2 受験資格

調理師試験を受験できる者は、次に掲げる学歴及び実務経験を有する者とする。

(1) 学歴

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者
- イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者
- エ 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項の各号に該当する者

(2) 実務経験

次の施設または営業において、2年以上調理の業務に従事した者

ア 施設

寄宿舎、学校、病院等の施設であって、継続して1回20食以上または1日50食以上を調理して供与する施設

イ 営業

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第4号、第25号または第26号に掲げる営業（飲食店営業（喫茶店営業を除く）・魚介類販売業・そうざい製造業・複合型そうざい製造業）

なお、次の場合は、上記ア及びイに示す調理業務に従事したとは認めない。

- ① 専ら調理品の運搬、配達、食品洗浄等に従事している者（ウェイターやウェイトレス等を含む）

- ② 主に食肉処理（畜肉の解体、分割等）や食品製造（調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造）、飲料の調製の業務に従事している場合
- ③ パートやアルバイトで調理業務に従事している者（ただし週 24 時間以上勤務している場合を除く）
- ④ 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合
- ⑤ 食材を洗う、料理を盛り付けるまたは料理を再加熱して供する行為しか行っていない者

3 試験科目

公衆衛生学・食品学・栄養学・食品衛生学・調理理論・食文化概論の6科目全60問マークシートによる四肢択一方式

4 提出書類

- (1) 調理師試験受験申込書 ※ 写真台帳・郵便はがき（受験票）は切り離さないこと
- (2) 履歴書
- (3) 調理業務従事証明書
 - ・ 原則として勤務施設の長（経営者）が証明すること。
 - ・ 法人が証明する場合は、施設長等の職印または登記された印鑑を用いること。なお、登記された印鑑を用いる場合は、印鑑証明書を添付すること。
 - ・ 個人が証明する場合は、市町村に登録されている実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。
- (4) 卒業証明書または卒業証書の写し
 - ・ 卒業証明書は、原本を提出すること。卒業証書の写しについては、受付機関（県の保健所）で原本証明を受けたものを提出すること。
 - ・ 郵送で申し込む者で、卒業証書の写しを提出書類とする者は、卒業証書の原本と併せて、原本返送用の封筒（切手貼付）も提出すること。
 - ・ 改姓者（卒業時の氏名と現在の氏名が異なる者）は、戸籍抄本を添付すること。
- (5) 受験手数料 6,200 円（岩手県収入証紙で納付）
 - ・ 証紙は消印をしないこと。また、岩手県収入証紙以外による納付は認めない。
 - ・ 県外在住の申込者等、証紙販売所窓口での購入が困難な者は、県庁生協の郵送販売サービスを利用する等して購入すること（手続きの詳細は下記に問い合わせること）。
岩手県庁生協 電話番号：019-629-6465
- (6) 写真
 - 申込み前6ヶ月以内に撮影した正面、上半身、脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。サイズは縦4cm、横3cmとする。
 - なお、次の者は、先に掲げた提出書類のうち(3)及び(4)の提出を省略することができる。
※ (1)、(2)、(5)及び(6)は必ず提出が必要となるので注意すること。

ア 平成29年度以降、岩手県調理師試験を受験した者または欠席した者で、その受験票を提出した者（他都道府県が実施した試験の受験票は不可）

イ 平成29年度以降、岩手県調理師試験を受験または欠席し、その受験票を紛失・破棄した者で、岩手県調理師試験受験資格確定済申出書を提出した者

5 申込方法

(1) 申込先

ア 県内に住所を有する者

住所地を所管する県の保健所

イ 県外に住所を有する者

岩手県環境生活部県民くらしの安全課または受験希望地の保健所

【申込先一覧】

住所地	申 込 先		
	保健所等名	住 所	電話番号
盛岡市、雫石町、葛巻町 岩手町、八幡平市、滝沢市 紫波町、矢巾町	岩手県県央保健所	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6588
花巻市、遠野市、北上市 西和賀町	岩手県中部保健所	〒025-0075 花巻市花城町 1-41	0198-41-3276
奥州市、金ヶ崎町	岩手県奥州保健所	〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5	0197-48-2423
一関市、平泉町	岩手県一関保健所	〒021-8503 一関市竹山町 7-5	0191-34-4691
大船渡市、陸前高田市 住田町	岩手県大船渡保健所	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9923
釜石市、大槌町	岩手県釜石保健所	〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-27-5523
宮古市、山田町、岩泉町 田野畑村	岩手県宮古保健所	〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
久慈市、普代村、洋野町 野田村	岩手県久慈保健所	〒028-8042 久慈市八日町 1-1	0194-66-9681
二戸市、軽米町、九戸村 一戸町	岩手県二戸保健所	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9219
岩手県外	岩手県環境生活部 県民くらしの安全課	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1	019-629-5322

(2) 申込期間

令和4年5月23日(月)から6月10日(金)まで(土曜日、日曜日を除く)の午前9時から午後5時まで

※ 郵送の場合は、6月10日(金)の消印のあるものまでを有効とする。

6 試験実施の委任

調理師法第3条の2第2項の規定に基づき、試験事務の一部(試験問題の作成、試験の運営、採点、合否判定及び合格通知)を指定試験機関(公益社団法人調理技術技能センター)に委任する。

7 合格発表の日時及び場所等

(1) 日時

令和4年12月16日(金) 午前10時

(2) 場所

岩手県庁前及び県の各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

また、公益社団法人調理技術技能センターホームページ及び岩手県公式ホームページでも合格者の受験番号を掲載する(岩手県ホームページへの掲載は正午頃の予定)。

なお、電話による可否の問い合わせについては一切応じない。

・(公社)調理技術技能センターホームページ：<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

・岩手県公式ホームページ：<https://www.pref.iwate.jp/>

(3) 合格通知

同日付けで、(公社)調理技術技能センターから合格者に対し合格通知書を送付する。

※ 受験申込書に記載された住所に送付するので、転居した場合は、必ず郵便局で郵便物の転送手続を行うこと。

(4) 合格基準

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とする。

8 開示請求

受験者本人の申出により、合格発表後、試験結果について口頭による開示請求ができる。

(1) 開示請求できる内容

総合得点

(2) 開示請求の受付期間及び受付時間

令和4年12月16日(金)～令和5年1月16日(月)(土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日を除く)の午前9時から午後5時まで(ただし令和4年12月16日は午前10時から)

(3) 開示請求の受付場所

岩手県庁行政情報センター

(4) その他

受験票と本人であることが確認できる書類(運転免許証、旅券等本人の顔写真が貼付されたもの)を持参すること。

9 その他

(1) 受験に必要な携行品等については、受験票により通知する。

なお、**令和4年10月12日(水)**までに受験票が到着しない場合は、速やかに岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心担当(019-629-5322)に問い合わせること。

(2) 試験に関する不明な点は、最寄り(申込み先)の県の保健所または県庁県民くらしの安全課に問い合わせること。

(3) 各試験会場には来客用駐車スペースが無い(もしくは使用できない)ため、**公共交通機関または周辺の有料駐車場を利用のうえ来場すること。**

(4) 車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする方は、申込時にあらかじめ連絡すること。

(5) 提出書類の内容を修正する際は、**修正液・修正テープ等を使用せず、見え消しにより修正すること。**

(6) 提出書類の記入については、**消すことができるボールペンを使用しないこと。**